

# 和歌山県オリエンテ - リング協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、和歌山県オリエンテ - リング協会(以下「本協会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協会は、和歌山県内におけるオリエンテ - リングの普及・振興を目的とする。

(事務所)

第3条 本協会の事務所は、和歌山市次郎丸147楠見耕介宅におく。

## 第2章 事業

第4条 本協会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)日本オリエンテ - リング協会に対し、和歌山県を代表する事項を処理すること。
- (2)オリエンテ - リングに関する県内事業の企画実施または援助を行うこと。
- (3)オリエンテ - リングの研修及び指導者養成に関すること。
- (4)オリエンテ - リングに関する調査研究に関すること。
- (5)オリエンテ - リングに関する宣伝啓発に関すること。
- (6)地方オリエンテ - リング・クラブの育成に関すること。
- (7)その他オリエンテ - リングの普及・振興に必要な事項に関すること。

## 第3章 役員及び会員

(役員)

第5条 本協会には、次の役員をおく。

- (1)会長1名
- (2)副会長若干名
- (3)理事長1名
- (4)副理事長1名
- (5)事務局長1名
- (6)事務局次長1名
- (7)理事 20名程度  
(会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、監事を含む。)
- (8)監事 若干名
- (9)前号に定めるもののほか、顧問及び参与若干名をおくことができる。

( 役員の選出 )

第 6 条 役員の選出は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 会長は、総会で選出する。
- ( 2 ) 副会長は、会長が委嘱する。
- ( 3 ) 理事長・副理事長は、理事会において推挙し、会長が委嘱する。
- ( 4 ) 事務局長・事務局次長は、理事会において推挙し、会長が委嘱する。
- ( 5 ) 理事は、各関係団体の代表者・OL 指導者及び学識経験者の中から選出し、会長が委嘱する。
- ( 6 ) 監事は、会長が委嘱する。
- ( 7 ) 顧問及び参与は、総会の承認を経て会長が委嘱する。

( 役員の職務 )

第 7 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。
- ( 2 ) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ( 3 ) 理事長は、会長の命を受けて会務を司り、会長・副会長とも事故あるときは、その職務を代行する。
- ( 4 ) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ( 5 ) 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括する。
- ( 6 ) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- ( 7 ) 理事は、理事会を組織し、本協会の業務を審議する。
- ( 8 ) 監事は、本協会の事業内容および会計を監査する。
- ( 9 ) 顧問及び参与は、会長及び理事会の諮問に応じる。

( 役員の任期 )

第 8 条 役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠または増員による役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

( 会員の登録 )

第 9 条 会員は、年度ごとに個人または団体で登録する。

- 2 会員は、年間登録料として別に定める金額を納入する。
- 3 登録料は、4 月に納入する。
- 4 年度途中で入会する場合も、登録料は本条 2 のとおり納入する。

( 会員の恩典 )

第 10 条 会員の恩典は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 諸行事の連絡及び資料等の送付。
- ( 2 ) 参加料を要するオリエンテ - リング大会、講習会の減免。
- ( 3 ) 公認指導員資格取得に対する便宜。
- ( 4 ) 会員相互の親睦。

## 第4章 会議

(総会)

第11条 総会は、毎年1回会長が招集する。

2 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

(1)事業報告及び決算

(2)事業計画及び予算

(3)規約の改廃

(4)その他必要事項

3 会長が必要と認めた場合または会員の3分の1以上から会議の請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の決議は、出席会員の過半数とし、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

(理事会)

第12条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

(1)総会への議案提出事項

(2)その他総会を開くいとまのない事項

3 理事会で審議する事項で緊急を要する場合は、会長が専決することができる。この場合、事後に理事会に報告しなければならない。

4 第11条4は、本条にも準用する。

## 第5章 会計

第13条 本協会の事業に要する会計は、次のとおりとする。

(1)補助金及び登録料

(2)事業に伴う収入

(3)寄付金等

2 本協会の財産は、会長が保管する。

3 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 事務局

第14条 本協会の事務を処理するために事務局をおく。

2 事務局長は、総会の議決に基づき業務を執行する。

3 事務局長は、会長が委嘱する。

## 第7章 組織

第15条 事務局に次の部を設け、事務を分掌する。

(1) 事業部

(2) 総務部

2 事業部・総務部に必要な事項は、会長が別に定める。

## 第8章 規約の改廃

第16条 この規約は、総会の議決に基づき改正することができる。

## 第9章 補則

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

## 附則

この規約は、昭和49年1月30日より効力を発す。

この規約は、平成12年4月1日より効力を発す。

この規約は、平成18年6月2日より効力を発す。